

事 務 連 絡  
令和 4 年 4 月 19 日

関係団体 各 位

厚生労働省保険局医療課

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者について」の一部改正について（通知）

標記について、別添にて、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和4年厚生労働省告示第166号）が令和4年4月19日に告示され、同年4月20日付けで適用されることに伴い、「「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者について」の一部改正について」（令和4年3月18日付け保医発0318第3号。以下「高額薬剤通知」という。）の別表を別添のとおり改正する。改正の概要については下記のとおりであるので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

#### 記

高額薬剤通知の別表に「トラスツズマブ（遺伝子組換え）」、「ホリナートカルシウム」、「ニボルマブ（遺伝子組換え）」、「ロルラチニブ」、「リツキシマブ（遺伝子組換え）」、「アベマシクリブ」、「ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）」、「ブセレリン酢酸塩」、「レノグラスチム（遺伝子組換え）」、「フルダラビンリン酸エステル」、「ソトラシブ」、「クラゾセンタンナトリウム」、「ソムアトロゴン（遺伝子組換え）」、「エフガルチギモド アルファ（遺伝子組換え）」及び「イデカブタゲン ビクルユーセル」を追加し、フィルグラスチム（遺伝子組換え）の適応症に「再発又は難治性の急性骨髄性白血病に対する抗悪性腫瘍剤との併用療法」を追加し、ツシジノスタットの適応症に「再発又は難治性の末梢性T細胞リンパ腫」を追加し、セルペルカチニブの適応症に「RET融合遺伝子陽性の根治切除不能な甲状腺癌、RET遺伝子変異陽性の根治切除不能な甲状腺髄様癌」を追加する。